

藤枝市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、運転免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を受けた高齢者に対し、予算の範囲内において運転経歴証明書交付手数料の助成及びタクシー又はバスに使用できる回数券等の交付を行うことにより、運転免許証の自主返納を奨励し、高齢者の運転による交通事故の減少を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、全ての運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (3) 運転経歴証明書 法第104条の4第5項の運転経歴証明書をいう。
- (4) 協力事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者のうち、市内を運行する民間路線バス事業者及び市内に営業所がある事業所又は藤枝駅の待合権利を有するタクシー事業者であり、かつ、この要綱に基づく事業の趣旨に賛同した事業者をいう。

(支援の内容及び対象者)

第3条 支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 運転経歴証明書交付手数料助成 対象者1人につき1回限り、運転経歴証明書交付手数料を助成するものとする。

金額	対象者
1,100円	申請時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の運転免許証を自主返納した者

- (2) 回数券又は乗車券交付 対象者1人につき1回限り、協力事業者が運行するタクシー又はバス及び市が運行するバスに使用できる次の区分のいずれかに掲げる回数券又は乗車券を促進事業として交付するものとする。

区分	数量等	対象者	有効期間
タクシー回数券	10,000 円分	申請時において住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の運転免許証を自主返納した者	タクシー回数券を交付した日の属する年度の翌年度の3月末日
民間路線バス回数券			民間路線バス回数券を交付した日の属する年度の翌々年度の3月末日
自主運行バス無料乗車券	1年間無料券	申請時において本市の住民基本台帳に記録されている運転免許証を自主返納した者	自主運行バス無料乗車券を交付した日から1年間

(交付申請)

第4条 前条に規定する支援を受けようとする者は、免許証を自主返納した日から起算して1年以内に、藤枝市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる支援に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 運転経歴証明書交付手数料助成金の交付

- ア 運転経歴証明書の写し
- イ 運転経歴証明書交付手数料の支払いを証する書類
- ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 回数券又は乗車券の交付

- ア 運転免許の取消通知書の写し
- イ 本人が確認できる書類の写し

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定及び確定通知書（第2号様式）により通知する。

2 市長は、前条の請求に基づき支援するときは、運転経歴証明書の交付手数料の助成については助成金額を申請者が指定する金融機関の口座へ振り込むものとし、回数券又は乗車券の交付については現物支給により行うものとする。

(返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段によって助成金の交付及び回数券又は乗車券の交付を受けた者に対し、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定により返還を求められた者は、速やかに市長に返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(藤枝市高齢者運転経歴証明書交付手数料助成金交付要綱の廃止)

2 藤枝市高齢者運転経歴証明書交付手数料助成金交付要綱(平成25年藤枝市告示第75号)は廃止する。

(藤枝市高齢者運転免許証自主返納促進事業実施要綱の廃止)

3 藤枝市高齢者運転免許証自主返納促進事業実施要綱(平成31年藤枝市告示第146号)は廃止する。

(経過措置)

4 この告示の施行の際、現に作成されている廃止前の藤枝市高齢者運転経歴証明書交付手数料助成金交付要綱第1号様式及び廃止前の藤枝市高齢者運転免許証自主返納促進事業実施要綱別記様式による用紙については、当分の間これを調整して使用することができる。

5 廃止前の藤枝市高齢者運転免許証自主返納促進事業実施要綱第3条の規定により交付されている回数券又は乗車券は、この要綱第3条の規定により交付された回数券又は乗車券とみなす。